

リスクアセスメント実施業者選定に係る入札仕様書

1. 本調達の目的と概要

(1) 目的

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター（以下「本財団」という。）は、事業を安定的、継続的に実施するため、2017 年度にリスクアセスメントを実施する。

(2) 調達の範囲

本財団の事業に関するリスクアセスメント 一式

(3) 履行期限

2018 年 2 月 28 日（水）

(4) 履行場所

東京都港区芝大門 1 丁目 1 番 30 号 日本自動車会館 11 階
公益財団法人自動車リサイクル促進センター内

2. 委託業務の詳細

本財団におけるリスクマネジメントの推進を所管する部署である事務統括部と連携し、本財団の事業に関するリスクアセスメントを実施すること。具体的には、調査、集計、分析、ヒアリング、ディスカッション及び資料の作成等を想定している。

(1) 重点項目

本業務の調達範囲は上記 1. (2) のとおりであるが、以下については重点項目として定める。

- ① 指定法人業務リスク
- ② システム管理リスク
- ③ 財団運営リスク

(2) 体制

請負者は、本業務を履行するための必要十分な体制を整えること。

(3) 業務の工程

① リスクの洗出し

請負者は、本財団の事業内容、規模等を踏まえ、リスク項目の調査、ヒアリング、ディスカッション及び資料を作成する。

② リスクの評価

請負者は、①を踏まえ、洗い出したリスクに対する影響等を算出し、本財団が優先対応すべき重要リスクについて提案し、事務統括部及び関連部署と共にこれを検討する。

③ リスク対策の策定

請負者は、優先対応すべきと判断されたリスクに対して、事務統括部及び関連部署が対策を実施するために必要な実務作業を主体的に立案、計画し、報告書として提出する。必要があれば、関連部署とのディスカッションを通じて取り組む。

具体的には、リスク対策の検討、状況の整理、課題の洗出し、課題対応施策の決定、リスク対応を所管する部署の特定、実施スケジュール設定、想定費用の提示等を想定している。

④ その他

上記以外にも、本件リスクアセスメントについて必要な事項を実施し、他社事例等を活用し、公益財団法人にふさわしいリスクアセスメント結果報告書を作成すること。

(4) 提出書類

① 提出方法

- 各工程で使用するツール 書面各 2 部 + 電子データ
- リスクアセスメント結果報告書 書面各 5 部 + 電子データ

※ リスクアセスメント結果報告書には以下（またはそれに類するもの）が含まれる。

- ◆ リスク一覧
- ◆ リスク評価シート
- ◆ リスクマップ
- ◆ リスク対策の計画書

② 提出先

事務統括部担当者

③ 留意点

本業務に際し作成された電子ファイルは、必要に応じて本財団が改変して継続的に使用することを妨げないものとし、本財団に対して著作権又は著作者人格権を行使しないこと。また、電子データの提出形式は PDF 及び Microsoft Office（word、Excel、PowerPoint 等）とする。

3. 特記事項

- (1) 請負者は、公益財団法人の経営環境及び本財団の業務内容を十分理解の上、本財団と連携し本業務を行うこと。
- (2) 請負者は、公益財団法人またはそれに類する団体のリスクマネジメント体制の構築またはリスクアセスメントに関する業務を直近 3 年以内に実施しており、それらの知見を具体的に本財団に可能な範囲で提供できること。
- (3) 請負者は、本業務の実施において、上記 2. (3) に定める業務の内容を含むものであれば、追加事項について制限は無いものとする。

- (4) 本業務は、請負者が主体的に業務を進めることを前提とするが、本財団担当者との協議に基づき、適宜役割分担を明確にした上で本業務を推進するものとする。
- (5) 請負者は、本業務を実施するにあたり、公益財団法人における内部統制及びリスクマネジメントに関する国及び他の公益財団法人の最新の動向を把握していることが望ましい。

4. 責任の所在

(1) 秘密の保持

請負者は、本業務において、本財団が提供する資料について、外部に漏洩しないよう、厳格に管理し、許可なく業務区域外に持ち出したり、本業務の履行以外の目的で使用したり、第三者に漏らしてはならない。なお、個人情報の取扱いの詳細については、「個人情報保護に関する基本方針」（Web サイトに掲載）に従うこと。

(2) 所有権等

- ① 本件に際し、作成・変更・更新されるドキュメント類の著作権は原則として本財団に帰属する。
- ② 本件に際し、作成・変更・更新されるドキュメント類に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、請負者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は、事前に本財団へ報告し、承認を得ること。
- ③ 本件に際し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、落札者の負担において一切を処理すること。

5. 契約および支払の方法

(1) 契約方法

書面をもって契約とする。請負者は本財団担当者と協議の上、必要書類を準備し提出すること。

(2) 支払方法

上記 2. の内容をもとに作成された「リスクアセスメント結果報告書」の受領を持って検収とし、請求書受領日の属する月の翌月末までに指定の銀行口座に全額支払う。

6. その他

- (1) 本業務に関するすべての事項において、本財団の担当者の指示に従うこと。なお、本仕様書に記載のない事項であって、本業務に際し必要と認められる事項が発生した場合は、本財団の担当者と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 履行場所への交通費等の諸経費は、すべて本契約の中に含めること。ただし、本業務に必要であり、本財団役職員に配布する資料等のコピーについては、本財団の備品の使用を認める。
- (3) 本業務の再委託は禁ずる。

以上